

議案第 8 2 号

芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例制定の件

芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例を、次のとおり制定しようとするものであります。

令和 5 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例

(設置)

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条に定める地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）について、芽室町における実行計画（区域施策編）の策定を行うことを目的として、芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 町長の諮問に応じた実行計画（区域施策編）の策定に関すること。
- (2) その他実行計画（区域施策編）の策定に関し、策定委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 策定委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員 20 名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 地球温暖化対策に関心の高い町民で、公募による者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、実行計画（区域施策編）の策定が終了する日までとする。

(組織)

第 5 条 策定委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会議を総括する。
- 4 委員長は、委員の中から副委員長 1 人を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(報酬の額)

第7条 報酬の額は、委員長にあつては日額 3,600 円、その他の委員にあつては日額 3,300 円とする。

(費用弁償の額)

第8条 委員が招集に応じたときは、順路によりその費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和 26 年条例第 23 号）の例による。

(支払方法)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、策定委員会の所掌する会議に出席した日の翌月 10 日までに支給する。

(庶務)

第10条 策定委員会の庶務は、環境土木課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる策定委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

説 明

地球温暖化対策の推進に関する法律に定める地方公共団体実行計画について、芽室町における区域施策編の策定に当たり、有識者をはじめとする関係者の意見等をいただき、総合的な観点で取り進めるため、芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会を設置することから、本条例を制定しようとするものであります。